

ヒアリングの実施について

- 「ディペンデント・コントラクター」の就業実態を把握するためには、委託業務契約・請負契約を締結する当事者から実情をヒアリングすることが必要ではないか。
- 多様な就業実態を把握するためには、何らかの指標で類型化し、各類型からヒアリングを行うことが有効ではないか。
- 海外の事例について、有識者にヒアリングを行うことが有効ではないか。

【類型化の例】

- ① 企業から受け持ち地域を指定されて就業時間をある程度自分で決めて働く委託就業型（NHKの受信料委託集金人、電気・ガスの検針員、保険の外務員 等）
- ② 業務に必要な機材器具を自分で所有し、器具機材の修理代・燃料代など業務遂行に要する費用を自分で負担する自営業者型（トラック・ダンプを自ら持ち込んで砂利等の運送を行う備車運転手、大工などの手間請就業者 等）
- ③ 自分で所有する店舗において営業を行うが、提供する商品や営業のノウハウを特定に企業に依存するもの（コンビニエンスストア、保険代理店 等）
- ④ 専門的な技術・技能を有して相当程度の裁量をもって業務を遂行する専門家・専門技術者型（音楽家、芸能人、出版業界の編集スタッフ、アパレル業界のデザイナー、コンピュータ技術者、メーカーの修理技術者 等）

※1 上記の分類は、鎌田耕一「委託労働者・請負労働者の法的地位と保護」（日本労働研究雑誌 526号 2004年5月）等を参考に作成した。このほか、勤務場所（在宅で就業する場合、発注者が指定する事務所で就業する場合、就業において移動を伴う場合）や、実態上の契約期間が長期にわたる場合、収入が低く、経済的に自立が困難な場合で区分することも考えられる。

※2 コンビニエンスストア等のフランチャイズ契約は、厳密には業務委託・請負契約ではなく、「一般的には、本部が加盟者に対して、特定の商標、商号等を使用する権利を与えるとともに、加盟者の物品販売、サービス提供その他の事業・経営について、統一的な方法で統制、指導、援助を行い、これらの対価として加盟者が本部に金銭を支払う事業」（フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について（平成十四年四月二十四日公正取引委員会））に係る契約である。

【参考】

○鎌田耕一「委託労働者・請負労働者の法的地位と保護」（日本労働研究雑誌526号2004年5月）

- ① 企業から受け持ち地域を指定されて就業時間をある程度自分で決めて働く委託就業型（NHK の受信料委託集金人，電気・ガスの検針員，パンの委託販売）
- ② 業務に必要な機材器具を自分で所有し，器具機材の修理代・燃料代など業務遂行に要する費用を自分で負担する自営業者型（トラック・ダンプを自ら持ち込んで砂利等の運送を行う傭車運転手，大工などの手間請就業者）
- ③ 専門的な技術・技能を有して相当程度の裁量をもって業務を遂行する専門家・専門技術者型（音楽家，芸能実演家，潜水夫，コンピュータ技術者）
- ④ 一つの企業に専属し企業組織に組み込まれながら案件ごとに委託されるタイプ（注文建築コンサルタント，保険の外務員など）
- ⑤ 事業組織に縛られないで働くフリーエージェント型（研修トレーナー，在宅ワーカーなど）

○村田弘美「ディペンデント・コントラクター」リクルートワークス

- ① 専門職タイプ（出版業界：編集スタッフ、ゲーム・ソフトウェア業界：SE・プログラマー、アパレル業界：デザイナー、旅行業界：添乗員、メーカー：修理技術者）
- ② 営業職タイプ（不動産、保険：集金、新規開拓）
- ③ 管理職タイプ（アパレル：マーチャンダイザー・ディレクター、保険：マネジャー）